

大阪広域水道企業団公告第3号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定により、大阪広域水道企業団忠岡水道事業指定給水装置工事事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和2年1月16日

大阪広域水道企業団企業長 永藤 英機

指定番号	氏名又は名称及び代表者の氏名	住所	廃止年月日
忠岡 第13号	坂本配管工業所 坂本 博敏	岸和田市内畑町205番地の10	令和2年1月5日